平成２３年（フ）第９９６号
東京都東久留米市前沢５丁目34番17号グリーン・ヒル・ミヤナガ601
債務者　酒井　英樹
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月６日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１９５９号
横浜市港北区小机町88番地１　平和ハイツ小机101
債務者　川面　与惠
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４６７号
川崎市高津区二子３丁目24番１―302号　クレッセント二子多摩川Ⅲ、前住所川崎市麻生区上麻生３丁目９番30―２号
債務者　工藤惠美子
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月11日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１８号
大分県豊後大野市清川町砂田1500番地84
債務者　板井　郁恵
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月11日午前11時
大分地方裁判所竹田支部

平成２３年（フ）第１９８７号
横浜市青葉区みたけ台17番地６　第２スカイハイツ101
債務者　阿部　信子
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２０７５号
横浜市青葉区荏田町1236番地７　東急江田駅前ドエリング1003号
債務者　高野　　翠
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１９５号
大阪府四條畷市大字清瀧454　松本ハイツ201、住民票上の住所大阪府東大阪市島之内２丁目11番２―408号
債務者　赤松美由紀
1　決定年月日時　平成23年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３９８号
岡山県玉野市築港３丁目２番10号、申立時の住所岡山県玉野市宇野２丁目32番９号
債務者　久保　　隆
1　決定年月日時　平成23年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３９９号
岡山県玉野市築港３丁目２番10号、申立時の住所岡山県玉野市宇野２丁目32番９号
債務者　久保　道子
1　決定年月日時　平成23年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６２３号
東京都青梅市長淵４丁目371番地の１青梅昭和ビル105
債務者　佐久間由子（旧姓地引）
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月12日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第８６３号
東京都府中市朝日町２丁目７番地の13メゾンディ・ソレイユ103
債務者　木村久美子（旧姓天田）
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月12日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１０７号
栃木県小山市扶桑３丁目６番８号　扶桑市営住宅38棟540号
債務者　藤本　哲史
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月14日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第１８５号
長崎県佐世保市藤原町21番10号　ミツヤスコーポ201、旧住所長崎県北松浦郡小値賀町班島郷101番地
債務者　山下　忠雄
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月７日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第１９８号
長崎県佐世保市鹿町町土肥ノ浦169番地16、旧住所佐賀県伊万里市立花町3499番地１
債務者　濱田　　環
1　決定年月日時　平成23年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月７日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第２００号
長崎県佐世保市椎木町275番地　ロッシーヒルズ307号
債務者　松尾　律子
1　決定年月日時　平成23年８月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月７日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係